

ぷらっとホーム株式会社

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ぷらっとホーム株式会社と称し、英文では、PLAT'HOME CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. コンピューター及びその周辺機器の開発並びに製造、販売及び輸出入。
2. コンピューターのソフトウェアの企画開発並びに製造、販売及び輸出入。
3. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング。
4. 衛星通信システム並びに衛星放送システムの企画。
5. コンピューター及びその周辺機器並びにソフトウェア、通信情報システムの事業に対する投資業務。
6. ビデオ機器の製造、販売及び輸出入。
7. 機械工具、事務機器、貴金属、書画骨董品、光学機器の古物の販売。
8. 映画、ビデオソフトの企画製作並びに販売。
9. 情報処理サービス並びに情報提供サービス業務。
10. 各種印刷並びに出版業。
11. 広告代理店業。
12. 飲食店業。
13. 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務。
14. 上記各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する手続き及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づきその指名にかかる代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 上記代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。
- ③ 株主総会は、東京都区内のいずれかにおいて開催する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、議長となる。

- ② 社長に事故のある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定め

る取締役会規程による。

(役付取締役)

第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第27条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 社長のほか、取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役)

第32条 会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任決議の定足数は、前条第2項の規定を準用する。
- ③ 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に招集する必要があるとき、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

- ② 金銭による剰余金の配当には利息をつけない。

平成8年4月1日改訂

平成9年7月20日改訂

平成10年3月9日改訂

平成11年3月19日改訂

平成11年9月22日改訂

平成11年12月29日改訂

平成12年3月1日改訂

平成12年5月25日改訂

平成13年6月28日改訂

平成14年6月27日改訂

平成15年6月27日改訂

平成16年6月29日改訂

平成17年6月29日改訂

平成18年6月29日改訂

平成21年6月26日改訂

平成25年6月27日改訂

平成27年6月26日改訂

令和2年6月24日改訂

令和4年6月29日改訂